

令和8年6月12日

私設保育施設事業者 御中

神奈川県福祉子どもみらい局
子どもみらい部次世代育成課

令和8年度保育施設等の見守りカメラ設置事業費補助金の交付申請書の
提出について（通知）

日頃から本県の児童福祉行政に格段のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、保育施設等の見守りカメラ設置事業費補助金交付要綱を別添のとおり制定し、令和8年4月1日より適用することとしましたので、通知します。

また、当該交付要綱第5条第1項に規定する「知事が別に定める日」を令和8年7月10日（金）としましたので、期日までに交付申請書等の提出をお願いします。

1 提出書類

- ・保育施設等の見守りカメラ設置事業費補助金交付申請書（第1－2号様式）
- ・保育施設等の見守りカメラ設置事業費補助金 交付申請内訳書（別紙1－2）
- ・役員等氏名一覧表（別紙2）
- ・振込口座の通帳を開いた1、2ページ目の写し
- ・見積書等

※ 様式は、次のURL からダウンロードできます。（当ページの下部に補助金の案内を掲載しています。）

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sy8/cnt/f6592/p19599.html>

2 対象施設

児童福祉法第59条の2に基づき届出を行っている施設

※ 政令市・中核市に所在する施設、認可外の居宅訪問型保育事業、及び児童福祉法第59条の2に基づく届出を行っていない施設は**対象外**です。

3 提出方法

電子メール又は郵送

メール：sisetuhoiku.47cm@pref.kanagawa.lg.jp

郵送：〒231-8588(住所が無くても郵便番号のみで届きます)

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課

保育・待機児童対策グループ宛

（できるだけ、電子メールでの提出をお願いします。郵送の際は追跡サービスを利用できる簡易書留等で送られることをお勧めします。）

4 提出期限

令和8年7月10日（金）まで

問合せ先

保育・待機児童対策グループ 小林

電 話 045-210-4663（直通）

メール sisetuhoiku.47cm@pref.kanagawa.lg.jp